

# 定期契約について(参考)

当社は法人、個人、譲渡、相続、贈与等のご依頼のお客様とは、次のような受任業務及び報酬等について、法人のお客様を除き、ご要望に応じ、次のような確認書を取り交わしております。

## 法人 定期契約の内容及び報酬額のご案内

令和 年 月 日

殿

東京都府中市住吉町1-83-6  
税理士法人 北谷税務会計事務所  
代表社員 北谷 豪

御社から受任した業務を円滑に遂行できるよう、下記の事項を確認させていただきます。また、その業務の報酬につきましても、記載の通りとさせていただきますのでご確認下さい。

### 1 受任事務

#### (1) 税務業務として

- ① 法人税・住民税・事業税及び消費税等並びにその他の税務書類の作成
- ② 税務調査の立会い及びこれに伴う税務書類の作成
- ③ 上記①及び②に係る税務代理
- ④ 源泉徴収所得税の納付書の作成及び年末調整並びに給与支払報告書の作成
- ⑤ 法定調書の作成及び提出
- ⑥ 償却資産税申告書の作成及び申告
- ⑦ 上記に関する税務の相談

#### (2) 会計業務として

- ① 会計帳簿及び総勘定元帳並びに財務書類の作成
- ② 上記①に係る相談及び指導

### 2 報酬

#### (1) 税務業務について

- ① 各月の顧問料金 円
- ② 各事業年度の確定申告税務書類作成料金 ①× ヶ月分
- ③ 税務調査の立会料金 1日当たり 円

#### (2) 会計業務について

- ① 各月の会計帳簿の作成料金(1)の①に含む
- ② 決算書等の財務書類作成料(1)の②に含む

① 年末調整・法定調書の作成料金

18,000円+5,000円×年末調整者数+3,000円×未年末調整者数

なお、同上の報酬につきましては、2回の決算終了毎、経過期間における経済情勢や、御社の業績等に相当な変動が生じた場合には、話し合いにより、改定させて頂く場合があります。

3 特約事項

(1) 解約

この定期契約は期間の定めのないものとしませんが、解約を希望される場合には、書類等の整理、返却等の都合上、解約を希望する月の3か月前までに文書により、その通知をお願いしたいと思います。報酬は解約日をもって終了とさせていただきます。

なお、解約にあたっては、原則として解約料はいただきませんが、報酬の未払いがありましたら、解約日までにお支払い下さい。

(2) 消費税及び地方消費税

上記の報酬には消費税は含まれておりませんので、お支払いいただく金額は消費税を加えた金額となります。また、税率の改定が行われた場合には、その改定時より適用となりますのでお含みおき下さい。

(3) 損害賠償

当社では注意を払って事務処理をしておりますが、注意義務を怠ったことにより損害が生じた場合は、直前報酬額の1年分を限度として賠償させていただきます。

<事務連絡>

顧問報酬の支払いは自動振替でお願いしたいと思いますので、ご利用されている金融機関の自動振替用紙に所定の事項を記入、ご捺印の上、金融機関にご提出願います。

なお、金融機関で徴収される振替手数料については、当方が負担致しますので、決算報酬請求の際に1年分の総額を差し引きした上でご請求させていただきます。

また、他の報酬につきましては、都度、請求書をご送付いたしますので、お振込み願います。

以上

---

税 理 士 法 人 北谷税務会計事務所

代 表 社 員 北 谷 豪 殿

「定期契約の内容及び報酬額のご案内」について確認致しました。

令和 年 月 日

住 所  
会社名  
代表者

印